

(仮称) 金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則制定(案)の概要

1 制定の趣旨

昨年、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の一部が改正されました。これにより、耐震診断結果報告等の手続に際し、国が省令で定める書類に加え、所管行政庁が規則で定める書類を添えていただくことになりました。そのため、本市においてこれらの書類を規定する規則を制定することとします。

2 制定内容

(1) 耐震診断の報告や安全性に係る認定申請等に際し、添えていただく書類を次のとおり定めます。

区分	添えていただく書類	根拠	
		法	省令
耐震診断結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図 ・各階平面図^{※2} 	第7条 附則第3条	第5条第4項 ※5
耐震改修計画の認定 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・検査済証^{※3} ・評定書^{※4} ・配置図 ・各階平面図 	第17条	第28条第2項
建築物の地震に対する安全性に係る認定 ^{※1}	現行の耐震関係規定による場合 <ul style="list-style-type: none"> ・配置図 ・各階平面図 	第22条	第33条第1項
	耐震診断による場合 <ul style="list-style-type: none"> ・検査済証 ・評定書 ・配置図 ・各階平面図 		第33条第2項1号

	耐震診断同等の基準による場合 ・配置図 ・各階平面図		同条第2項2号
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	・検査済証 ・評定書 ・配置図 ・各階平面図	第25条	第37条第1項第3号

注) ※1 市長が認める場合、提出書類の一部を省略することができます。

※2 各階平面図には、用途及び面積の記載が必要です。

※3 検査済証とは、建築基準法第7条、第7条の2又は第18条の規定による検査済証をいいます。

※4 評定書とは、法に定める基準に適合していることを、金沢市が適切であると認めた者が証する書類をいいます。

※5 省令附則第3条において準用する場合を含みます。

(2) 安全性に係る認定申請に際し、添えることを要しない図書を次のとおり定めます。

添えることを要しない図書	根拠	
	法	省令
法第17条に基づく認定を受けた場合、省令第33条第2項第1号に掲げる構造計算書	第22条	第33条第3項

3 本市の考え方

今回の改正では、国が定める書類のほかに手続の際に添えていただく書類等の要・不要を窓口となる所管行政庁が判断し、所管行政庁の規則で定めることができるようになりました。

本市では、報告及び申請内容が、法で定められた基準に適合するものである事を適切に確認するとともに、事務手続を円滑に行うため、必要な書類を規則により定めることとしました。

4 施行期日

平成26年4月1日